

日本の農産物に係る措置

(パネル報告 WT/DS76/R, 提出日: 1998 年 10 月 27 日 採択日: 1999 年 3 月 19 日)

(上級委員会報告 WT/DS76/R, 提出日: 1999 年 2 月 22 日 採択日: 1999 年 3 月 19 日)

【事実の概要】

1. 被申立国（日本）の措置

日本は、その領域内に生息していないコドリंगा（りんご、さくらんぼ、ネクタリンその他に対する害虫）の侵入を防止するため、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 7 条（検疫有害動植物の輸入禁止）及び植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）に基づき、あんず、さくらんぼ、すもも、なし、まるめろ、もも及びりんごの生果実並びにくるみの生果実及び核子の輸入を禁止していたが、一定の品種 (variety) について輸入禁止が解除されていた（小委員会報告パラ 8.2）。この輸入禁止が解除されるためには、輸出国が代替措置を提案し、その代替措置が適切な保護の水準を達成することを証明する責任を負っていた。実際は、臭化メチルによる燻蒸又はそのような燻蒸及び低温処理による消毒がその代替措置とされ、そのような防疫処置の有効性の確認のためのモデル試験手続が一般には公開されていない農水省のガイドラインで定められていた（小委員会報告パラ 8.3）。ガイドラインには、ある産品について最初の輸入禁止解除に適用されるもの及びその後の同一の産品の他の品種についての禁止の解除について品種ごとに適用されるものの 2 つがあった（小委員会報告パラ 2.23-2.24）。

2. 米国の主張

以上の日本の品種別試験要求は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）に違反しており、同一の産品の日本産の多くの品種と競争関係にある米国の品種の日本市場へのアクセスを阻害している。日本の品種別試験要求は、以下のように SPS 協定に基づく次の義務に違反している。（1）十分な科学的証拠なしに維持されており（SPS 協定第 2 条第 2 項）、（2）科学的な原則に基づいておらず（同項）、（3）人、動物又は植物の生命又は健康に対する危険性の評価であってそれぞれの状況において適切なものに基づいておらず（第 5 項第 1 項）、（4）技術的及び経済的実行可能性を考慮し、当該衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要である以上に貿易制限的であり（第 5 条第 6 項）、

利害関係を有する加盟国からのすべての妥当な照会に応じる責任を1つの照会所が有しておらず、かつ、措置自体の公表資料がないという点で透明性がなく（第7条）、（5）管理及び検査の手續に依存しており、かつ、仕様が変更された産品（すなわち、ある産品の異なる異なった品種）に適用されており、要求される情報が適切な管理機及び検査の手續に必要なものに限定されておらず、当該産品が関連する規制に引き続き適合しているという十分な確信が得られるか得られないかを決定するために必要なものに限られていない（小委員会報告パラ 3.1）。

3. 日本の主張

日本の政策は、SPS 協定の関連条項、1994 年のガット第 11 条及び農業に関する協定の第 4 条に完全に合致している（小委員会報告パラ 3.2）。

4. 紛争解決手續の経過

米国は、1997 年 4 月 7 日に紛争解決手續（DSU）第 4 条等に基づき日本との協議を要請し、さらに 1997 年 10 月 3 日に紛争解決機関（DSB）に対して小委員会の設置を要請した。DSB は、1997 年 11 月 18 日に標準的な付託条項とともに小委員会を設置した。1997 年 12 月 18 日に 3 名の委員（委員長 Kari Bergholm、委員 Germain Denis 及び Eiríkur Einarsson）からなる小委員会が構成された。E C、ハンガリー及びブラジルが第三国として小委員会手續に参加する権利を留保した。小委員会は、1998 年 4 月 2、3 日に当事国との会合を開き、同 3 日に第三国との会合を開いた。小委員会は、科学的及び技術的な専門家と協議を行い、1998 年 6 月 23 日に専門家との会合を開いた。小委員会は、1998 年 6 月 24 日に当事国との第 2 回目の会合を開いた。小委員会は、1998 年 4 月 6 日に中間報告を提出し、1998 年 9 月 21 日に日本の要請により中間検討会合が当事国と開かれた。小委員会の最終報告は、1998 年 10 月 6 日に当事国に送付され、1998 年 10 月 27 日に他の加盟国に送付された（小委員会報告パラ 1.1-1.9）。

両当事国とも上訴し、1999 年 1 月 19 日に両当事国及び第三国（ブラジル及び E C）に対して口頭審理が行われた。上級委員会の報告は 1999 年 2 月 22 日に加盟国に送付された。担当委員は、Christopher Beeby、Julio Lacarte-Muro 及び松下満雄であった。

DSB は、1999 年 3 月 19 日に、上級委員会報告及び上級委員会報告により修正された小委員会報告を採択した。

【報告要旨】

1. 小委員会手続における当事国の主張に対する小委員会の判断

(1) 先決的抗弁

日本は、米国が SPS 協定第 7 条に関する主張を小委員会の設置要請において始めて行い、これについては協議が行われていないので、同条を審査の対象から除くことを主張した。小委員会は、小委員会の付託事項が米国の小委員会設置要請文書の言及する対象協定の関係する条項に照らして問題を検討することとなっており、その文書には第 7 条が含まれていることを理由として、日本のこの要請を退けた(小委員会報告パラ 8. 4)。

(2) SPS 協定の下での举证責任

両当事国とも、「E C—肉及び肉製品に影響を与える措置（ホルモン）」事件（E C ホルモン事件）の上級委員会報告を参照し、米国が日本の措置が SPS 協定の規定に一応(*prima facie*)違反していることを立証し、その立証が行われたら日本がその違反の主張の論破するものとするとしており、これに小委員会も賛成する(小委員会報告パラ 8. 13)。

(3) SPS 協定第 2 条第 2 項の「十分な科学的証拠」

米国は、今日まで、ある産品のある品種について認められたコドリングに対する防疫処置は同一の産品の他のすべての試験の対象とされた品種について有効であることが常に証明されているとした(小委員会報告パラ 8. 17)。日本は、品種ごとの試験という政策はある科学的仮説に基づいており、この仮説は実験データにより支持されており、第 2 条第 2 項の義務に適合するとした(小委員会報告パラ 8. 24)。

小委員会は、日本が第 2 条第 2 項にいう十分な科学的根拠なしに品種別試験要求を維持していると判断した(小委員会報告パラ 8. 43)。その理由として、以下が示された。ある産品の 1 つの品種について認められた効果的な処置が同一の産品の別の品種についての効果的であるために修正がなされなければならなかったという事例は日本でもその他の国でも 1 つもなかったこと、そして、少なくとも現在の日本の品種別試験要求に反映している程度においては品種の差異は防疫の効能において問題とならないことを示す証拠を米国は提出した。その証拠は小委員会に助言を与えた専門家の意見により支持された。米国は、日本の品種別試験要求が科学的根拠なしに品種別試験が維持されているという推定を成立させたが、この推定は日本により十分に覆されていない(小委員会報告パラ 8. 42)。

(4) SPS 協定第 5 条第 7 項の「暫定的措置」

日本は次のように主張した。特定の 1 つの品種について輸入禁止が解除されると、その処置の他の品種へのより広い適用可能性についての十分な水準の確信を得る目的で、その品種についてとられた処置の効果についての新しいデータが集められる。そのような水準の確信が達成されるまで、同一の産品の他のすべての品種についての輸入禁止を暫定的に維持する権利を有する(小委員会報告パラ 8.50)。第 5 条第 7 項の情報を収集する義務は、追加的な品種についての承認が求められるたびに輸出国にデータの提供を要求する慣行並びに農水省の横浜植物防疫所による情報の収集及び新しい品種についての既存の処置の有効性の研究により果たされている(小委員会報告パラ 8.51)。

これに対して、米国は次のように主張した。ある措置が暫定的であるためには危険性の評価を行うには不十分な関連する科学的証拠しかないことを第 5 条第 7 項は第 1 の要件としている。本件では、十分な科学的証拠が存在する(小委員会報告パラ 8.52)。50 年間続いた措置を暫定的とすることはできない。適当な期間内に暫定的措置が継続されるべきかどうかについて一層客観的な危険性の評価を行う手続を日本がとった証拠がない(小委員会報告パラ 8.53)。

小委員会は、日本が「一層客観的な危険性の評価のために必要な追加の情報を得よう」努めたこと及び「適当な期間内に」しかるべく品種別試験を再検討したという証拠がないとし(小委員会報告パラ 8.58)、次のように述べた。輸出国の提供するデータは品種別試験要求を遵守することを目的とするものであり、要求それ自体の妥当性を検討するものではない。小委員会に提出された横浜植物防疫所の行った 2 つの報告も同様である。(小委員会報告パラ 8.56)。以上から、たとえ品種別試験要求が第 5 条第 7 項第 1 文に従ってとられた暫定的措置であるとしても、日本は同項第 2 文の要件を充足していない(小委員会報告パラ 8.59)。

(5) SPS 協定第 5 条第 6 項の「必要である以上に貿易制限的でない」措置

米国は、次のように主張した。防疫処置の効能に影響を与える品種別の差異はないので、同一の確立した処置が 1 つの産品のすべての品種について適切な水準の保護を達成する(小委員会報告パラ 8.64)。産品ごとの試験が第 5 条第 6 項の下での合理的な選択肢であり、品種ごとの試験は 1 つの品種あたり最低でも 2～4 年かかり、集中的に資源を必要とし、

高価であり、米国産品の市場アクセスを非常に遅滞させるので、産品ごとの試験の方がより貿易制限的でない(小委員会報告パラ 8.65)。

これに対し日本は、次のように主張した。臭化メチル燻蒸の効能における品種別の差異の存在を示すデータ及びそのような変異を説明する仮説を発見した。このことに基づいて日本は品種別試験を要求している。米国は産品全般にわたる効能を証明していないので、現在の時点で米国の選択肢を受け入れる義務を負わない(小委員会報告パラ 8.68)。

小委員会は、産品ごとの試験が日本の適切な保護の水準を達成すると認定する十分な証拠が提出されたとは認めなかった(小委員会報告パラ 8.84)。両当事国ともコドリングに関して植物検疫上の保護の適切な水準を決定するのは日本であることに同意しており、小委員会も SPS 協定附属書 A 第 5 項の定義するところにより、これに賛成する(小委員会報告パラ 8.81)。

さらに、小委員会は、提出された証拠及び小委員会に助言を与える専門家の意見に基づき、追加的な品種の吸着水準(sorption levels)の決定手続という代替的な措置が植物検疫上の(日本の)保護の適切な水準を達成することができると推定することができるとした(小委員会報告パラ 8.101)。

(6) SPS 協定第 7 条の植物検疫措置の透明性

米国は、品種別試験要求が公表されておらず、第 7 条に違反すると主張した。これに対して、日本は、消毒処置の効能の確認に関する農水省のガイドラインが外国の植物検疫当局に配布されており、附属書 B の第 3 項(b)に従って日本の照会所を通してすべての関心のある外国政府に利用可能となっていると主張した(小委員会報告パラ 8.106)。

小委員会は、限られた数の名宛人への配布及び農水省による照会への回答の一般的な利用可能性は迅速な公表と等しくはなく(小委員会報告パラ 8.115)、日本は、附属書 B の第 1 項に基づく義務に違反しており、そのことから第 7 条の義務に違反しているとした(小委員会報告パラ 8.116)。

(7) 小委員会の結論

日本は、りんご、さくらんぼ、ネクタリン及びくるみにして争われている品種別試験要求を維持することにより SPS 協定第 2 条第 2 項及び第 5 条第 6 項に違反しており、かつ問題の産品について争われている品種別試験要求を公表しなかったことにより SPS 協定附

属書B第1項及び第7項の義務に違反している(小委員会報告パラ9.1)。DSU第3条第8項により、日本がSPS協定に違反する限りにおいてSPS協定に基づき米国に与えられている利益が無効化又は侵害されている(小委員会報告パラ9.2)。DSBが争われている措置をSPS協定に基づく義務に適合させるよう日本に要請することを勧告する(小委員会報告パラ9.3)。

2. 上級委員会手続における当事国の主張に対する上級委員会の判断

(1) 第2条第2項

日本は、小委員会が第2条第2項の解釈を誤ったと次のように主張した。米国は日本の措置が第2条第2項の要件に明白に合致していないことを示す証拠を提供しなかったのであるから、本件の紛争において出された問題を第5条第1項及び第2項の下で扱うべきであった(上級委員会報告パラ7)。小委員会は合理的な関係という要件を排し、第2条第2項の下での判断を試験の結果の差異と品種別の差異の存在との間の現実の因果関係に基づかせた。現実の因果関係という概念は、予防原則(the precautionary principle)の否定として機能するばかりでなく、SPS協定には根拠がない概念である(上級委員会報告パラ9)。小委員会は、ECホルモン事件及びオーストラリアさけ事件の上級委員会報告で認められた予防原則に対して適切な考慮を払っていない。日本は予防アプローチを正当とする立場に立っており、日本の品種別試験要求は予防原則の文脈において理解される必要がある。この原則は、加盟国の慣行において追従されており、かつ、食品規格(Codex Alimentarius)及びFAOの有害動植物の危険性の分析についてガイドラインに反映している(上級委員会報告パラ10)。

これに対して米国は、次のように主張した。日本の小委員会の判断に対する批判が第2条第2項と第5条第1項が常に共に読まれなければならないというECホルモン事件における上級委員会のしばりを見無視している(上級委員会報告パラ20)。日本はECホルモン事件の上級委員会の結論を誇張している。上級委員会は、SPS協定の特定の条項に定められている加盟国の義務に合致しない衛生植物検疫措置(PS 措置)を正当化する根拠として予防原則を利用することに対して警告を発している(上級委員会報告パラ21)。

上級委員会は日本の主張を退け、第2条第2項、第5条第1項その他のいかなるSPS協定の規定の条文にも第2条第2項の直接的適用が科学的証拠が明白に不十分である場合に限られるという限定を要求又は容認するものではなく、第5条第1項は第2条第2項に含ま

れている基本的な義務の特定の適用として考えることができた(上級委員会報告パラ 82)。上級委員会は、小委員会が合理的関係という基準とは別の現実の因果関係という基準を最終的には適用したという日本の主張には賛成しない。小委員会は、C_xT 及び LD₅₀ の値の試験における差異と品種別の差異との間の現実の因果関係の欠如に当該 SPS 措置と当該科学的証拠との間の合理的関係の欠如を強く示すものとして言及したと上級委員会は理解した(上級委員会報告パラ 83)。予防原則については、上級委員会は EC ホルモン事件の上級委員会報告を引用し、この原則が SPS 協定の前文、第 3 条第 3 項及び第 5 条第 7 項に反映していること並びに SPS 協定の特定の条項に定められている加盟国の義務に合致しない SPS 措置を正当化する根拠として予防原則が同協定に書き込まれてはいないことを繰り返した(上級委員会報告パラ 81)。

(2) 第 5 条第 7 項

日本は小委員会の解釈に反対し、第 2 条第 2 項の「第 5 条第 7 項に規定する場合を除くほか」という語句は、第 5 条第 7 項の第 1 文に言及していると解釈すべきであり、加盟国は第 1 文の要件を充足すれば第 2 条第 2 項の義務の免除を主張することが許されると主張した。さらに日本は第 5 条第 7 条の第 1 文及び第 2 文の両方の要件に従って品種別試験要求が維持されていると主張した(上級委員会報告パラ 11)。追加の情報を得るように努めるという第 5 条第 7 項第 2 文の要件に関して、日本は、輸入された品種についての経験を通しての情報の蓄積によりこの要件が充足されていると主張した(小委員会報告パラ 13)。さらに、第 2 文の再検討のために適当な期間として、経験を通じての知識の蓄積に必要な時間が許されるべきであると日本は主張した(上級委員会報告パラ 14)。

これに対して米国は、第 2 条第 2 項の免責を得るためには第 5 条第 7 項の両方の文が充足されなければならない、第 2 文は暫定的措置を無期限に維持するという加盟国の能力を限定するものであり、このような限定がなければ第 2 条第 2 項は中身がなくなると主張した。(上級委員会報告パラ 25)。さらに、日本が求めかつ得た情報は、品種により吸着の差異があるという日本の推論を証明するものではないと米国は主張した(上級委員会報告パラ 25)。また、日本は当該 SPS 措置の再検討に直接関連する情報を得よう努めておらず、自ら品種別試験要求の再検討をできなくしていると主張した(上級委員会報告パラ 27)。

上級委員会は、たとえ品種別試験要求が第 5 条第 7 項第 1 文にしたがってとられた暫定的措置であったとしても、日本は同項第 2 文の要件を充足していないという小委員会の判

断を支持し(上級委員会報告パラ 94)、次のように述べた。第 5 条第 7 項は相互に密接な関連を有する 4 つの要件を定めており、いずれかの要件が充足されていなくとも問題となった措置は第 5 条第 7 項に違反する(上級委員会報告パラ 89)。第 5 条第 7 項は、加盟国が一層客観的な危険性の評価を行うことができるように追加の情報を求めこととしており、求められる情報はそのような危険性の評価を行うために密接な関連を有していなければならない、日本の情報の収集はそのようなものでなかったという点で小委員会に賛成する(上級委員会報告パラ 92)。第 5 条第 7 項第 2 文の適当な期間は事件ごとに確定されなければならない。本件では、必要な追加の情報を得ることは比較的容易であったと小委員会は判断した。品種別試験要求を再検討する義務は 1995 年 1 月 1 日から存在していたに過ぎないが、日本は適当な期間内にその品種別試験要求を再検討しなかったという点で小委員会に賛成する(上級委員会報告パラ 93)。

(3) 第 5 条第 6 項

上級委員会は、まず、第 5 条第 6 項の注によれば、3 つの要件を充足する別の SPS 措置がある場合、ある措置が必要である以上に貿易制限的であると考えられると述べている(上級委員会報告パラ 95)。

米国は、検疫処置の効能の產品ごとの試験が第 5 条第 6 項におけるそのような代替的な措置であると小委員会に対して主張した。さらに、產品ごとの試験が日本の適切な保護の水準を達成するという十分な証拠が提出されていないと小委員会が判断したことについて上訴した。產品ごとの試験が日本の適切な保護の達成するという認定を排除するのに小委員会が助言を求めた専門家の 1 人の陳述で十分であるとしたことにより、小委員会は、事実上、「仮説上の危険性なし」と基準を採択したことになると米国は主張した(上級委員会報告パラ 96、97)。

この米国の主張を上級委員会は退け、次のように述べた。小委員会は產品ごとの試験は日本の適切な保護の水準を達成するという十分な証拠が提出されていないと判断するのに 1 人の専門家の陳述だけではなく、小委員会に提出されたすべての証拠を注意深く検討した(上級委員会報告パラ 98)。產品ごとの試験が日本の適切な保護の達成するという認定を排除するのに小委員会が助言を求めた専門家の 1 人の陳述で十分であるとしたことにより、小委員会は、事実上、「仮説上の危険性なし」と基準を採択したことになると理解することはできない(上級委員会報告パラ 99)。

(4) 第7条及び附属書B第1項

日本は、品種別試験要求を公表しなかったことにより附属書B第1項に基づく義務に違反しているという小委員会の判断に対して、上訴した。日本は、同項で言及されている規制は法的な強制力を有する文書に限られ、「実験的ガイド」に掲載されている品種別試験要求は法的な強制力を有する文書ではなく、附属書B第1項の公表の要求の適用範囲に入らないと主張した。

上級委員会は、附属書B第1項の注に掲げられている文書は網羅的なものではなく、公表要求の適用範囲には一般的に適用され、かつ、同注に掲げられている文書に性格が類似する他の文書も含まれるとし(上級委員会報告パラ 105)、問題の文書はそのようなものであることから(上級委員会報告パラ 107)、「実験ガイド」に掲載されている品種別試験要求は附属書B第1項にいう植物検疫規制であるという点で小委員会に賛成し、日本が同項及び第7条に違反したという小委員会の判断を支持した(上級委員会報告パラ 108)。

(5) 挙証責任

日本は、吸着水準の決定が第5条第6項でいう代替的な措置であるというパネルの結論が挙証責任を負う当事国によって主張も証明もされておらず、この判断は挙証責任の遂行から米国を不当に免除していると主張した(上級委員会報告パラ 16)。さらに日本は、DSU 第11条及び第13条が紛争当事国の弁論に含まれておらず、証明もされていない事実の確定を小委員会に許していると理解するべきではないという意見を述べた(上級委員会報告パラ 17)。加えて、日本は、吸着水準の決定が合理的に利用可能な措置であり、かつ、日本の使っている現行の品種別試験要求より貿易制限の程度が相当に小さいかにかんづいて態度を表明する機会を与えられなかったと主張した(上級委員会報告パラ 18)。

これに対して米国は、明らかに DSU 第11条は当事国から事実及び法に関する論証(arguments)を求めること及び「自己に付託された問題の客観的な評価」を可能にするために必要な事実を求めることを小委員会に許しており、そのために DSU 第13条の規定があり、したがって、日本は DSU の規定により正当化されない小委員会の事実認定に対する制限を主張しているとした(上級委員会報告パラ 30)。

上級委員会は、吸着水準の決定が第5条第6項の3つの要素に合致する代替的な SPS 措置であるという小委員会の判断を覆した。この判断が挙証責任の規則に違反して行われた

ことが理由であるとし(小委員会報告パラ 131)、次のように述べた。小委員会はこの判断を専門家との会合における専門家の陳述から演繹し、米国は吸着水準の決定が第5条第6項の3つの要素のいずれかに合致すると特に主張しなかった(上級委員会報告パラ 125)。米国はそのような主張さえしなかったのであるから、米国は吸着水準の決定が第5条第6項にいう代替的措置である一応の立証をしなかったというのが上級委員会の意見である(上級委員会報告パラ 126)。

(6) DSU 第 11 条

日本は、小委員会による証拠の適切な検討の欠如があり、小委員会が専門家の意見を恣意的に引用し、かつ、小委員会の証拠の評価は矛盾しており、これは DSU 第 11 条により要求されている事実の客観的な評価の欠如を示すものであるから小委員会の判断を覆すに十分であると主張した(上級委員会報告パラ 19)。これに対し米国は、DSU 第 11 条違反の判断には小委員会が証拠を「意図的に無視した」、「考慮することを拒否した」、「故意に歪曲した」又は「不実表示を行った」ということを示すことを要求されるが、日本はこのような高度な基準を達成できなかったと主張した(上級委員会報告パラ 32)。

上級委員会は、特に特にひどい誤りによってのみ DSU 第 11 条により要求される事実の客観的評価を行わなかったことになるとし(上級委員会報告パラ 141)、日本は DSU 第 11 条違反を認定するのに要求される重大な誤りを小委員会が犯したことを日本は示さなかったとした(上級委員会報告パラ 142)。

(7) 上級委員会の結論

上級委員会は、この報告及びこの報告により修正された小委員会報告において SPS 協定に違反すると認定された品種別試験要求を同協定に基づく義務に適合させるよう日本に DSB が要請すること勧告する(上級委員会報告パラ 144)。

【解説】

本件の報告は、E C ホルモン事件及びオーストラリアさけ事件に続く WTO 発足以来 3 つ目の SPS 協定に関する紛争についてのものである。前の事件と同様に、本件でも SPS 協定が科学的根拠に基づく SPS 措置の規律を要求するものであることが明らかにされ、被申立国の SPS 措置が SPS 協定違反であることが認定された。すなわちリンゴ等に関するコドリ

ングに対する防疫のための品種別試験要求と科学的証拠との間の合理的な関係を日本は証明することができなかったため、同要求が SPS 協定の第 2 条第 2 項にいう十分な科学的証拠なしに維持されていると判断されたのである。日本のこれまでのリンゴ等の輸入禁止の経緯を考えると品種別試験要求が保護主義的機能を果たしてきたことを否めず、これが SPS 協定違反とされたことで、SPS 措置が保護主義に利用されるケースが 1 つ減ることになる。

日本及び米国は本件に関する DSB の勧告及び裁定の履行の遵守のための妥当な期間を 1999 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月 12 日間とすることに合意し (WT/DS76/9、1999 年 6 月 18 日)、日本は同日をもって品種別試験要求の掲載されている「実験ガイド」を廃止した (WT/DS76/10、2000 年 1 月 13 日)。2000 年 2 月現在、コドリングの侵入を防止するための新しい検疫方法について米国と日本の協議が建設的かつ友好的に続けられている (WT/DS76/11/Add. 1、2000 年 2 月 11 日)。

本件の小委員会報告及び上級委員会報告の最も重要な論点は、当事国が主張しなかった事実を小委員会が認定し、それを上級委員会が挙証責任に関する規則に反するとして覆したことである。上記のように吸着水準の決定は品種別試験要求より「適切な保護の水準を達成するために必要である以上に貿易制限的でない」(第 5 条第 6 項)と小委員会は認定したが、このような事実の存在は米国が主張したものでなく、小委員会が専門家の意見の中から自ら演繹したものである。したがってこの事実に基づく日本の第 5 条第 6 項違反は申立国である米国が立証したのではなく、小委員会がそれを行ったことになる。これは、事実の存在はそれを主張する当事国が立証しなければならないという、これまでの WTO のすべての紛争処理手続小委員会及び上級委員会が従ってきた挙証責任の規則に反しており、また、特に SPS 協定について EC ホルモン事件上級委員会報告パラ 98 で明らかにされたように、当初の挙証責任は申立国にあり、申立国が被申立国による SPS 協定の特定の条項の違反を一応立証しなければならないという挙証責任の規則に反するものである。さらに、日本が主張したように日本には吸着水準の決定に関して十分な弁論の機会が与えられなかったのであれば、自然的正義にも反しているであろう。

以上から、上級委員会が吸着水準の決定に関する認定に基づく小委員会の判断を覆したことは正しかったといえることができる。しかしながら、吸着水準の決定を新しい SPS 措置として利用することは、当事国間の紛争を解決する 1 つの方法として有用かもしれないことも否定できないであろう。小委員会のこの判断を当事国が受け入れて、それに従った紛

争の解決もありえたかもしれない。小委員会がそれを意図していたかどうかはまったく不明であるが、そうであれば挙証責任の規則に反してその判断を報告に盛り込むのではなく、DSU 第 11 条の「小委員会は、紛争当事国と定期的に協議し、及び紛争当事国が相互に満足すべき解決を図るための適当な機会を与えるべきである」という規定を活用すべきであった。ただし、現行の小委員会手続では小委員会のイニシアティブにより「紛争当事国相互に満足すべき解決」が図られることは、それほど一般的ではないようである。

【参考文献】

藁田 純「WTO／SPS 協定の制定と加盟国の衛生植物検疫措置に及ぼす影響」貿易と関税 1999 年 2 月号 20 頁。

Joost Pauwelyn, The WTO Agreement on Sanitary and Phytosanitary (SPS) Measures as Applied in the First Three SPS Disputes: EC – Hormones, Australia – Salmon and Japan - Varietals, 2 J. Int'l Econ. L. 641 (1999).

Oliver Landwehr, Decisions of the Appellate Body of the World Trade Organization, Japan - Measures Affecting Agricultural Products, 19 March 1999, Eur. J. Int'l L. Vol. 10 No. 2 (1999), <http://www.ejil.org/journal/Vol10/No2/sr2.html>

(清水章雄)